

## 佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号。以下「条例」という。）及び関係規程に違反する行為（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道部管理規程第2号。以下「規程」という。）で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査委員会 法及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例及び関係規程に反する行為の認定を行う委員会をいう。
- (2) 不正工事等 別表の違反項目に定める工事又は行為をいう。

(処分等の基準等)

第3条 管理者は、指定事業者の違反行為の内容に応じ、次の各号に掲げる処分等を講ずるものとする。

- (1) 文書注意等による指導
- (2) 規程第8条に基づく指定の効力の停止の処分
- (3) 法第25条の11第1項に基づく指定の取消しの処分
- (4) 条例第42条及び第43条に基づく過料の処分

2 前項に定める違反行為に対する処分等の基準は、別表のとおりとする。

3 指定事業者が指定を取り消された後に再度指定事業者の指定を受けて違反行為を行った場合は、原則として当該指定を取り消すものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 水道課長は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行うとともに必要に応じて関係機関への通報を行う。

2 水道課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 水道課長は、当該指定事業者から顛末書の提出を是正勧告書（別記様式第1号）により求めるとともに、違反行為調査兼報告書（別記様式第2号）を作成する。

(文書による注意)

第5条 水道課長は、違反行為の内容を検討し、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、嚴重注意通知書（別記様式第3号）による注意を行うことができる。

（行政処分）

第6条 水道課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、管理者に報告し、審査委員会開催の要否について、意見を具申することができる。

（意見陳述のための手続）

第7条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあつては、弁明の機会の付与に関する通知書（別記様式第4号）により弁明書（別記様式第5号）の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（別記様式第6号）により通知する。

4 聴聞は、水道課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、水道課長は、速やかに聴聞調書（別記様式第7号）、聴聞報告書（別記様式第8号）及び処分案を作成し、管理者に報告する。

6 その他意見陳述のための手続に関しては、佐倉市行政手続条例（平成9年佐倉市条例第3号）に定めるところによる。

（審査委員会への意見の求め）

第8条 管理者は、審査委員会に違反行為に対する行政処分に関して意見を求める場合は、前条第2項の弁明書並びに同条第5号の聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を審査委員会に提出するものとする。

（処分の通知）

第9条 管理者は、処分を決定した場合に、被処分者に対し処分決定通知書（別記様式第9号）により通知を行う。

（処分の効力）

第10条 指定の効力停止の処分期間満了の翌日から起算して2年間は、当該違反行為に対する処分等の適用に関し、前歴として取り扱うものとする。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第11条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があつたと認められるときは、文書による注意を行うほか、必要に応じて「水道法第25条の5第3項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取扱いについて」（平成11年8月24日付け生衛発第

1185号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に基づき、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の公告)

第12条 管理者は、決定した処分が次のいずれかに該当するときは、公示するものとする。

(1) 指定事業者の指定を取り消したとき

(2) 指定事業者の指定を停止したとき

(処分後の工事施工)

第13条 処分を受けた指定事業者は、当該処分の効力が発生する日から、給水装置工事を施工することはできない。ただし、管理者が必要と認めたときは、当該処分の公示日の前日までに承認を受けた給水装置工事に限り、給水装置工事の施工を認めることとする。

2 指定事業者は、当該処分の効力が発生する日の前日までに承認を受けた給水装置工事については、当該指定事業者自らの責任において他の指定事業者に行わせるものとし、施工引継報告書(別記様式第10号)を提出しなければならない。

附 則 (令和 年 月 日決裁佐水水第 号)

(施行期日)

1 この要綱は令和 年 月 日から施行する。

(給水装置工事事業者等に係る聴聞及び弁明の機会の付与の運営に関する取扱要綱の廃止)

2 給水装置工事事業者等に係る聴聞及び弁明の機会の付与の運営に関する取扱要綱(平成13年12月1日施行)は、廃止する。

別記

様式第 1 号 (第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

様

佐倉市上下水道事業管理者



是 正 勸 告 書

水道法及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例及び関係規程に違反する行為があったので、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第 4 条第 2 項の規定により是正指導します。

今後は、水道法及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例及び関係規程を遵守し、違反行為のないよう万全を期してください。

下記の違反行為を是正しなかったとき又は違反行為を繰り返したときは、指定の取消し（水道法第 2 5 条の 1 1 第 1 項）又は指定の効力の停止（佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者規程第 8 条）をすることとなるので注意してください。

記

承認番号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容	
是正指導の内容	
備 考	

様式第2号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

（宛先）上下水道部長

水道課長

違反行為調査兼報告書

水道法及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例及び関係規程に違反する行為を認め  
たので、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第4条第3項の規  
定により報告します。

1 違反項目	
2 違反場所	
3 指定工事事業者及び給水装置工事主任技術者名	
4 発見日・発見者・発見の状況	年 月 日 職名 氏名
5 事情聴取内容等	
6 報告者	職名 氏名
7 意見	職名 氏名

様

佐倉市上下水道事業管理者

## 嚴重注意通知書

水道法及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例及び関係規程に違反する行為があったので、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の規定により注意します。

なお、今後は違反行為のないよう水道法及び関係法規並びに佐倉市水道事業給水条例及び関係規程を順守のうえ、業務を行うよう留意願います。

### 1 違反内容

2

※ 今回の違反行為について、通知日から2年間は前歴として取り扱います。

様

佐倉市上下水道事業管理者

### 弁明の機会の付与に関する通知書

次のとおり弁明の機会を付与しますので、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 弁明の機会の付与の件名	
2 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項	
3 不利益処分の原因となる事実	
4 弁明書の提出先	
5 弁明書の提出期限	年 月 日

備考 弁明書の提出に併せて証拠書類及び証拠物を提出することができます。

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

提出者の住所  
氏名

## 弁 明 書

年 月 日付けで通知のあった弁明の機会の付与に関し、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第2項の規定による弁明書を次のとおり提出します。

1 弁明の機会の付与の件名	
2 不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	

様

佐倉市上下水道事業管理者

印

## 聴聞通知書

次のとおり聴聞を行いますので、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第3項の規定により通知します。

1 聴聞の件名	
2 予定される不利益処分の内容 及び根拠となる法令等の条項	
3 不利益処分の原因となる事実	
4 聴聞の期日及び場所	年 月 日（ ） 時 分
5 主宰者の氏名及び職名	
6 聴聞に関する事務担当	

## 備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、管理者に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。

## 聴 聞 調 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	
1 聴聞の件名			
2 聴聞の期日及び場所			
3 指定給水装置工事事業者名		年 月 日 ( )	時 分
4 陳述書提出の有無			
5 聴聞出頭の有無		出頭 不出頭（理由	
6 出頭者の職名及び氏名			
7 上下水道部職員が行った説明の要旨			
8 証拠書類の標目			
9 その他参考となるべき事項			

## 聴聞報告書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名	氏名	⑩
1 聴聞の件名					
2 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張					
3 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に対しての見解					
4 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見の理由					

様

佐倉市上下水道事業管理者

## 処分決定通知書

下記のとおり処分を決定したので、佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条の規定により通知します。

記

指定番号	第 号
違反行為の時期	年 月 日
違反行為の場所	
違反行為の内容	
処分の内容	<input type="checkbox"/> か月の指定の効力の停止 ( 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 指定の取消し
決定日	年 月 日
備考	(1) 佐倉市指定給水装置工事事業者指定証を返却してください。 (2) 指定の取消しの決定日から2年を経過しなければ、佐倉市の指定を受けることができません。

(不服申立て等)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐倉市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐倉市を被告として（訴訟において佐倉市を代表する者は佐倉市上下水道事業管理者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（宛先）佐倉市上下水道事業管理者

報告者  
住所  
事業者名  
代表者名

印

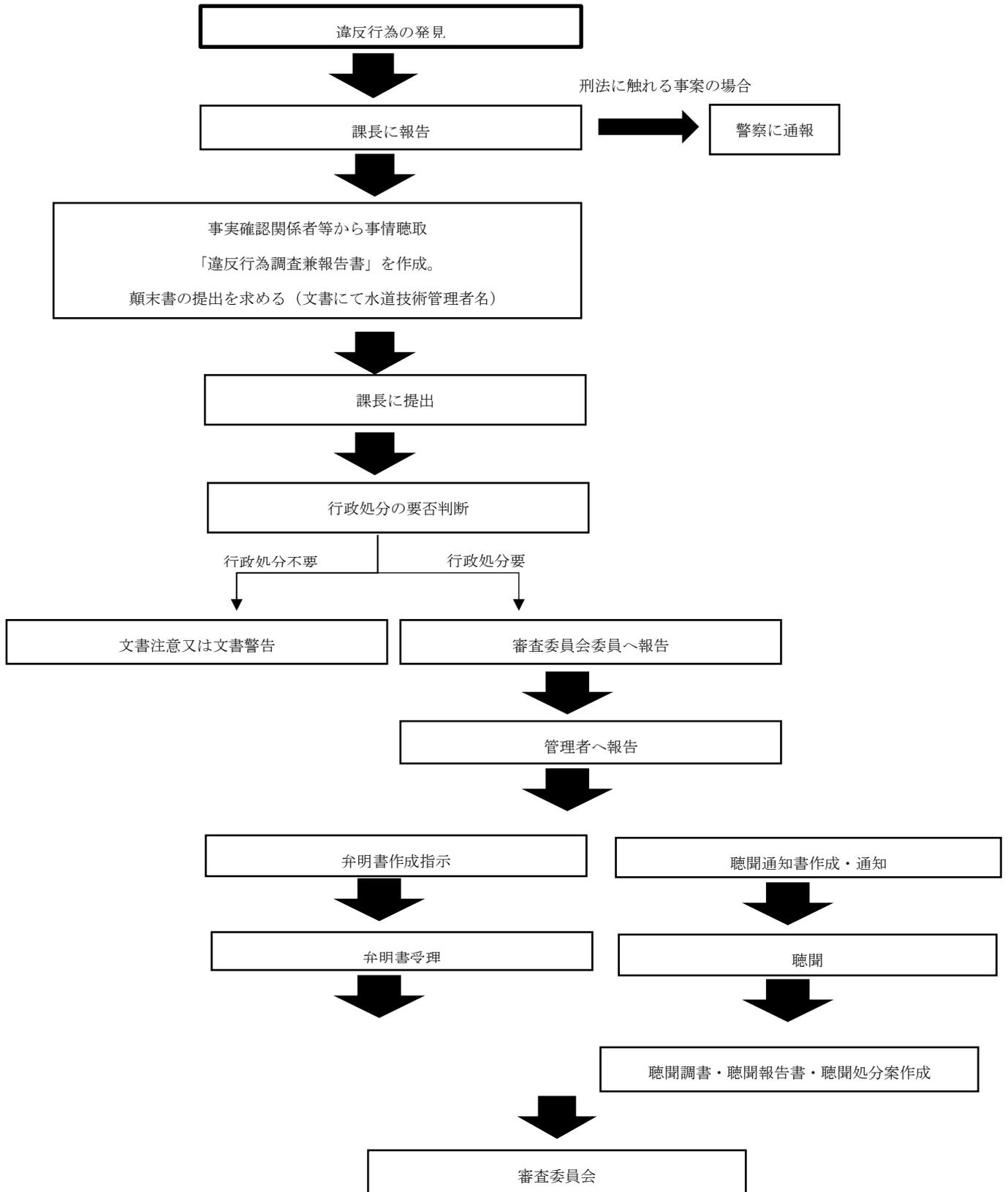
施工引継報告書

佐倉市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第13条に基づき、以下のとおり報告いたします。

なお、完了までは、施工業者が責任をもって施工いたします。

給水装置工事	受付番号	
	申込者氏名	
	設置場所	
	工事種別	
引継ぎする指定工事事業者 (施工業者)	住所 事業者名 代表者名 電話番号 主任技術者名	印

(参考)





処分決定（管理者）



処分通知書作成・通知



公示

